

第二審判決の不当性

2015年8月28日

国際福音キリスト教団 牧師一同

判決は、セクハラ被害者と称する人たち（以下、自称被害者）の主張が十分に信用できるとし、ビュンの主張は信用できないとしています。

一般的には、セクハラ行為は密室で行われるゆえ客観的な証拠に乏しく、被害者たる女性が恥ずかしさを殺して被害を訴えていること自体で、その信用性を認めようとする傾向があります。また、控訴人ビュンの絶対的権威の下でセクハラ行為を拒み得なかったという巧みな論理を用いていることから、一見すれば、セクハラ被害者と称する人たちの主張はもっともらしく聞こえます。

しかし、この裁判で明らかになった事はビュンと自称被害者たちの中で、セクハラを行える密室と言う環境自体があり得なかったという事でした。また、ビュンとその教団は国内外に開かれた民主的な教団で、正当な教理を教えていた事が刑事裁判の判決ですでに結論付けられています。

ですから、このように彼らの主張は、裏付ける証拠のないものがほとんどであり、その信用性の判断は極めて慎重になされなければなりません。それにもかかわらず、第一審の判決は、裏付ける証拠のないまま、自称被害者の主張を信用できるものとし、これに反するビュンの主張やそれを裏付ける多数の証拠は信用できないものとしています。また、徹底的な捜査と検証がなされた上での刑事判決をまったく無視しています。

自称被害者の主張と判決の問題点

自称被害者たちの主張には、客観的な証拠に照らして明らかに虚偽のものがあり、その虚偽は彼らのセクハラを受けたという主張全体が信用できないものであることを表しています。

1. 自称被害者HEの主張を認めた判決が不当である理由

(1) HEの姦淫被害に関する主張はHEの主張する、その日以外にはない！

HEは平成19年2月17日に姦淫被害を受けたとビュンを訴えました。しかし、ビュンが刑事事件で無罪（平成23年5月20日刑事判決）だったことから明らかなように、

姦淫の被害を受けたという当該日時にはビュンにはアリバイが成立しています。民事判決は、何とこの件さえHEの記憶違いで、その日ではなかったかのように判断しています。

しかし、HEの姦淫被害に関する主張は、その日の出来事を具体的状況と深く結びつけていて、その日以外にはあり得ません。ですから、HEは、刑事事件においても、姦淫被害があったのは「いつのことでしたか」という検察官の質問に対し、「平成19年2月17日です」と回答し、民事訴訟においても、姦淫被害の日付は控訴人ビュンの代理人の「平成19年2月17日に間違いありませんか」との質問に対し、「はい」と回答しているため、検察官は、その日以外に姦淫被害が存在した可能性すら主張していません。

それにも拘わらず、自称被害者HEの代理人が、民事訴状において、姦淫被害を平成19年2月17日頃という幅のある記載にし、姦淫被害が平成19年2月17日以外にあったと想定していることは弁論主義違反になり、違法な認定であることは言うまでもありません。その上これは、自称被害者HEの主張の信用性弾劾を受けるべき深刻な違法行為なのです。このように、自称被害者HEの被害日時にビュンにアリバイが成立しているため、HEの主張は虚偽であることは明白です。

また、刑事裁判では、それ以外にも「HEの主張自体が不合理であること」、「ビュンの説く教義が特異なものではないこと」、「HEが自由な日常生活を送っていたこと」などを認定し、自称被害者HEの主張が信用できないものと判断しています。

したがって、証拠として提出されている刑事事件の記録をしっかりと検討すれば、原判決のように、その日以外で姦淫の被害があったという心証は持ち得ないのです。それなのに、起訴された姦淫の被害の主張が全くの虚偽であれば、それ以外のセクハラ被害の主張のどこに信用性があると言えるでしょうか。

(2) 「ちょっとうけるよね」との自称被害者HEの友人へのメール

HEは、平成20年11月29日、友人SM（現在在籍）に対し個人的にメールを送信しています。そのメールには、宣教のためのシドニー派遣に関する不満をきっかけに教団を脱会するという、脱会の真実の理由が記載されています。それとともに、教職者らに示した表向きの脱会理由が記載された退職届について、このようにメールで書き送っています。「私が離れる理由を書いた退職届（ちょっとうけるよね）を添付して送ります」と自らの意思とは合致しない滑稽なものとして評価しています。仮に、退職届の内容が真にHEの意思に合致しているものであれば、「ちょっとうけるよね」という笑いを禁じ得ないことについて、同意を求めるような表現を採る筈はありません。

(3) なぜHEは虚偽の主張をしたのでしょうか

この問題はすでに教団が二つに分裂し、互いに激しく敵対し合っていた構造の中で理解しなければなりません。当時、元教団牧師SHを中心とするグループが教団の分裂を計り、ビュンが教団の公金横領をしたのだと噂を流して大混乱を起こしましたが、調査の結果、全く嘘である事が判明しました。そうなるや否や彼らは、今度はセクハラの噂を流しました。

それによってさらに、ビュンと教団が大きな被害を受け、二つに分裂し、互いに敵対して激しく対立していたのですが、自称被害者HEは、自分の母親が敵対する側のリーダーの一人になっているにも拘わらず、全く動じる事なくビュンの潔白を主張していました。ところが、長年楽しみにしていたソウル派遣が実現して楽しんでた矢先に、教団の都合によりシドニー行きを命ぜられます。このようにHEの願いが断れると、HEは一気にビュンに不満を抱き、母の誘いに乗り、母の属している元教団牧師SHを中心とするグループと共謀し、虚偽を述べるようになったのです。

2、自称被害者KMの主張を認めた判決が不当である理由

平成15年4月20日、KMは、午前11時には新宿区所在の中央チャペルに赴くと、まず4階の事務室に向かい、その後、3階の中央チャペルの牧師室を訪れたと主張しています。その時ビュンは牧師室から秘書に席を外すように指示し、KMと二人きりになり、鍵を閉めさせたと訴えています。そこでKMはセクハラ被害に遭い、その後、ビュンから謝罪を受けたということです。その証拠として、平成15年4月19日付、同年4月20日付の元教団献身者でKMの友人UCから、元教団献身者MY宛てのメールを提出しています。原判決は、この証拠を重視しているようです。ところが、ビュンからセクハラに対する謝罪を受けたとするKMの主張が嘘である事は以下の証拠により、簡単に分かるものです。

(1) 平成15年4月20日、KMはビュンから謝罪を受けていない！

ア) 当時の週報（中央チャペル、アガペーチャペル）の記載

KMは、①平成15年4月6日付の教団中央チャペルの週報に、同年4月20日（日曜日）の礼拝の予定について、「感謝の祈り」「受付」の奉仕担当者としてKMの旧姓の記載があること、②同年4月20日付の教団中央チャペルの週報に、午前11時から開始される主日礼拝の中で、KMが献金について感謝の祈りをするとの記載があることからすれば、同年4月20日は、新宿区所在の中央チャペルにおいて、感謝の祈りを行うなどしたものであると思われま

これに対し、同年4月20日付の教団つくばアガペーチャペルの週報には、同日（日曜

日)の午前10時30分から午後12時30分までの礼拝について、ビュンがメッセージ及び祝祷を行うとの記載があります。その上、礼拝の後、ビュンも参加する「献身礼拝のための合同会議」が行われるとの記載もあり、同日午前から午後にかけて、ビュンがつくば所在のアガペーチャペルにて礼拝及び会議を主宰していたことがわかります。

イ) 秘書KHの手帳の記載

ビュンの秘書KHの手帳の平成15年4月20日欄には、「先生の朝食」との記載があります。すなわち、同人が同日つくばにおいて、ビュンの朝食を用意していました。これはビュンが同日の朝つくばにいたことを裏付けているのです。

ウ) 平成15年4月20日当時、4階事務室は存在しない!

KMは、平成15年4月20日、中央チャペルに着くと、4階の事務室に向かった旨主張していますが、平成15年4月20日当時、中央チャペル4階には事務室など存在していません。平成15年4月20日、中央チャペル4階には、教団が同建物を購入した時点からあった老朽化した倉庫が設置されていただけです。つまり、KMが主張するような事務室は存在していませんでした。教団は、平成16年8月31日、中央チャペル4階のリフォーム工事を行い、プレハブを設置し、それ以降そこを事務室として使用することになったのです(購入備品の領収書あり)。したがって、平成15年4月20日、中央チャペル4階の事務室を訪れたとするKMの主張は、客観的事実に反しています。

エ) 平成15年4月20日当時、中央チャペル3階には専用の牧師室は存在していない!

平成15年4月20日当時、中央チャペル3階には、教団信徒らが共同生活をする部屋及び信徒らが共同で使用するオープンスペースが存在していました。しかし、専用の牧師室は存在せず、牧師は上記オープンスペースで説教の準備等を行っていたのですから、当然、鍵というものは存在していません。教団は、平成15年6月、中央チャペル3階のリフォーム工事を行い、従来オープンスペースとして利用していた空間を半減させ、新たに個室を増設したのです。そして、このリフォーム工事以降、時期によって、増設された個室が専用の牧師室として使用されるようになったのです。したがって、平成15年4月20日当時、中央チャペルの牧師室を訪れ、牧師室の鍵を閉め、ビュンと二人きりになったとするKMの主張は明らかに客観的事実に反しています。

オ) 秘書KHは同牧師室にて事務仕事をしていない!

KMは、平成15年4月20日、ビュンから新宿区所在の中央チャペルの牧師室にて謝罪を受ける前、秘書KHが同牧師室にて事務仕事をしていた旨主張しています。しかし、同日、秘書KHは終日、つくば所在のアガペーチャペルに居り、KMの主張は客観的事実

に反します。秘書KHが平成15年4月20日に終日アガペーチャペルに居たことは、① 同人の手帳の同日欄に、同人がつくばにおいてビュンの朝食を用意したとの記載があること、②同日午後3時30分から中央チャペルで催されるジョイフル・ワーシップについて、インターネット放送を通じて、アガペーチャペルでは同時中継礼拝が行われていたところ、秘書KHは中央チャペルで行われたジョイフル・ワーシップをインターネット放送を通じてアガペーチャペルで見えており、同人の手帳の同日欄に、「3：30～中央礼拝 同時中けい よく見れなかった」との記載があることから明らかです。

カ) 朝から夜までのビュンのスケジュールは隙間なく詰まっていた

平成15年4月20日の日曜日は基督教の祝祭であるイースターであり、ビュンは、同日、つくば市所在のアガペーチャペルにおいて午前に礼拝メッセージをし、午後はそのでの「献身礼拝のための合同会議」に出席しました。その後、新宿区所在の中央チャペルに移動して、午後3時30分から、そこで行われた「ジョイフル・ワーシップ」でメッセージを行い、その後、アメリカから一時帰国していた長男スルギ夫婦とともに、家族でイースターパーティーを行っており、KMと牧師室で話すような機会はなかったのです。したがって、平成15年4月20日、KMが中央チャペル会堂に行った際に、ビュンがKMと会うこと自体まったくあり得ないことです！

(2) 原判決が認めた自称被害者KMの教団脱会の理由の不当性

原判決は、自称被害者KMの教団脱会の理由として、上記のようなセクハラ行為による不信感と、当教団に於けるビュンの会計の不正、元教団献身者UCから「教団がカルト化しているから出るべきよ」という助言を理由にあげています。しかし、これらの理由は皆次のような理由で不合理極まりないものです。

ア) 会計の不正は事実無根のでっち上げであった

私たちは自称被害者KMが「ビュンが教団の財政を横領している」と言っているとの噂を聞くや否や早速それに対処しました。ビュンはこの時、監督職を一時辞任し、会計監査が正しく行われるように配慮しました。各チャペルの会計担当者（信徒たち）と教団全体の会計担当者が集まり調査した結果、そのような事実は全くないことが明らかにされ、ビュンの潔白が証明されました。その結果、教団の総会はビュンの監督への復帰を願い、ビュンは監督職に戻ることとなりました。

このように、ビュンが教団の財政を横領しているといった噂は、自称被害者KMが発端の嘘の一つでありました。本来ならば、裁判所はこれをもって自称被害者KMの証言の信憑性をその根本から調べるべきですが、それさえも教団脱会の理由の一つとして認めています。子供でもわかる不合理極まりない判決です。

イ) 助言の日付の曖昧さ

原判決は元教団献身者UCの「出るべきだよ」という助言を教団脱会の理由の一つとして認めているのですが、これも全く不合理なものです。と言うのは、UCがそのような助言をした日が平成20年3月であり、UCがまだ教団に残っている時だからです。すなわち、UCはその2ヶ月後の5月に教団を脱会しているからです。

以上により、原判決が認めた自称被害者KMの教団脱会の理由は極めて不自然なものです。

では、なぜKMは教団を脱会して虚偽の主張をしたのでしょうか。

(3) 自称被害者KMの教団脱会に至る真の理由

ア) 夫のKSが統合失調症を患ったため、願っていた上海への宣教が不可能になっただけでなく、教団の牧師となって教団から経済的支援を受けることが困難になり、ビュンと教団を恨むようになりました。

イ) 平成20年1月、KMは自らが経営に携わっていた会社の会計士を、実家の寿司屋が依頼している会計士に替えることを当時の上司であるTK（現在在籍）に提案しましたが、TKが断わったのはビュンの意向によると思われ、ビュンに腹を立てていました。

ウ) 経済的に困窮をしている状況の中で、手っ取り早く好転でき得る唯一の手段として、当該株式会社の株売却を提案したが、反対されました。

自称被害者KMは、「株式会社の株を同業他社に売却すると経済的に満たされ、あなたは会社を経営する者として楽をする事が出来る」と、水戸にある同業他会社の社長婦人に誘われていました。それでビュンを通してTKへの説得を頼みましたが、自称被害者KMは断れたので、怒り狂い、「子供を抱えて、こんな汚い仕事はもうしたくない!」と言って、ドアを蹴って、出て行き、それ以来教団を離れたのです。

3、自称被害者UNの主張を認めた判決が不当である理由

自称被害者HAは被害の日を特定していませんが、自称被害者UNは被害の日を特定しています。UNが受けたというセクハラの内容は、もしも隣にいつでも出入りが出来る人がいれば、到底行えない、ひどい内容のものになっています。しかし、ビュンには自称被害者UNの主張するセクハラ自体が成立し得ないアリバイがあります。よってUNの供述は信用できません。

(1) UNの供述するひどいセクハラの内容はこの環境では行えません!

UNがビュンからセクハラを受けたと言う場所は、築50年の薄いベニヤ板一枚で社長室と秘書室とが仕切られていて、極めて小さい声で話さない限り、みな聞こえてしまう所です。その上、秘書室と社長室が隣接している壁に、一枚のガラス窓の付いた戸があり、行き来が出来るだけでなく、中の様子も見えるようになっているのです。さらに、ビュンの秘書室には常に秘書KHが控えており、いつでも自由に出入り出来るようになっていました。そのような環境の中で、UNが主張するようなひどいセクハラ行為が行えるということはありません。

(2) 自称被害者UNがセクハラ被害に遭ったと主張する日

自称被害者UNは平成13年3月19日と4月19日、5月14日に、ひどいセクハラ行為を受けたと主張しています。しかし、いずれの日もビュンにはアリバイがあります。

ア) 平成13年3月19日のビュンのアリバイ

平成13年3月19日は韓国から教団の首長であり、ビュンの恩師のSW牧師が来日しており、翌日に執り行われる牧師按手式のために共に行動をしています。午前中に弟子訓練と定例教職者会議を終えた後、SW牧師と通称7000坪と呼ばれる土地を案内し、教団のスタッフと共にSW先生を交えてレストランで夕食をとり、その後、ホテルまでエスコートをして帰宅しています。

この日程は、ビュンの秘書であるKHの手帳に詳しく記録されています。したがって、ビュンは、平成13年3月19日、UNが主張するセクハラ行為を行いません。

イ) 平成13年4月19日のビュンのアリバイ

平成13年4月19日のビュンのアリバイは次のようなものです。ビュンは、平成13年4月19日、現在中央チャペルとして利用している東京都新宿区所在の土地建物を購入するため、午前9時に自宅を出て、三和銀行池袋支店まで行き、融資の相談をした後、安田信託銀行のあった新宿エルタワーに移動し、午後12時30分、同所で売買契約に付随する手付契約を締結し、その後、再度、三和銀行池袋支店に戻り、同支店の支店長と打合せを行いました。そして、東京新宿所在の上記土地建物を視察した後、つくば市に戻り、秘書KHをビュン宅に降ろし、午後7時から始まる教団のT L Sと呼ばれる行事に参加するために、信徒であった韓国人のKK宅に赴いています。また、秘書KHは、同日、ビュンが手付契約を締結するのに同行していたところ、つくば市に戻った際にビュンの自宅で降車し、自身が朝に運転していた自動車に乗り換え、ビュンと別れて買い物に行った後、UNが犯行現場と主張する出版の社長室（当時、教団の牧師室として使用されていた）に宿泊しました。

これらのことは、前記秘書KHの手帳に詳しく書いてあります。

また、中央チャペルの土地取得代金の手付金として1000万円が支払われた旨の同日付領収証もあります。教職者会議議事録に、「中央CH...物件→場所がやはりイイ 4/19(木) 12:30 安田信託で契約 5月上旬に支払可(after GW)」と記載されていることから、客観的に裏付けられています。

したがって、ビュンは、平成13年4月19日、出版社長室を訪れておらず、UNが主張するセクハラ行為を行うことは不可能です。しかし、これ程証拠を揃えてアリバイを主張しているにもかかわらず、これらを見做す原判決は全く不当です。仮にビュンが夜中、社長室を訪れていたと仮定しても、そこには秘書KHが居り、UNが主張するようなセクハラ行為を行えないことには変わりがなく、まったく的外れな判決です。

ウ) 平成13年5月14日のビュンのアリバイ

ビュンは、平成13年5月14日、HKという友人の高名なピアニストが前日から来日してビュンの家に宿泊していた為に、午前から同人を歓待し、一緒に昼食を食べ、午後から同人にセミナーで講義をしてもらい、弟子訓練を行い、教職者会議に参加した後、同人の歓迎レセプションパーティーに出席しています。

このことも、前記KHの手帳と教団週報などに詳しく記載されており、ビュンの証言は客観的に裏付けられています。したがってUNの主張するセクハラ行為を行えないのです。

UNが当該事実の日付の特定について「頃」という一定の幅を付すること自体は許されるところとしても、当該特定された日付についてビュンのアリバイが成立したならば、UNはディボーションノート及び弟子訓練のノートに基づき日付を特定しているという（ただし証拠審理が終ってから出した10年間のディボーションノートには何一つセクハラを受けた事は書いていません）のであるから、セクハラ行為そのものの存在を推認させる他の証拠を検討して、セクハラ行為の存在を認定すべきです（さもなければ、頃という幅のある主張をされた場合には、相手方は反証のしようがなくなります）。しかし、原判決は、セクハラ行為そのものの存在を推認させる他の証拠の検討もなく、UNが誤解に基づいて同日をセクハラ行為のあった日として特定してしまった可能性にだけ言及して、事実を認定し、ビュンの防御を不可能にしており、極めて不当なものです。

以上により、UNがセクハラ行為を受けたと主張するほとんど全ての日時には、ビュンにアリバイが成立しており、UNの主張は信用できないのにも拘らず、裁判所は極めて偏った不当な判決をしているのです。

※もう一名の自称被害者 HA については、日時の特定期もされておらず、証言にも乏しいの

で、あえて取り上げる必要を感じませんでした。

4、極めて不当な判決の他の要旨について

(1) ビュンからマインドコントロールを受けたという自称被害者らの主張

自称被害者たちは、セクハラ被害を受けながら拒み得なかった理由を、ビュンからマインドコントロールを受けていたと主張します。しかし、どこにもそれを証明する証拠はありません。ビュンの教えでも、講義でも、常に性の純潔を保つように、聖書を土台にして教えています。自称被害者たちの主張を裏付ける証拠どころか、かえってそれらが偽りである証拠は数多くあるのです。

また、自称被害者らが虚偽の主張をしていると分かるもう一つの証拠は、セクハラ被害を受けていて病気になる程嫌だったと言っていることとは正反対に、日常においてビュンに親しみを込めた沢山の手紙やメールなどを出していることです。これらは実際に嫌なことが一切なかった事を裏付けているのです。

また、ビュンの束縛の中で監視され、全く自由がなかったと言いながら、彼らの日々のディボーションの記録を調べると、彼らがいかにビュンの指示、指導に従わず、自由奔放な生活をしていたかが良く分かります。この点、原判決はさすがマインドコントロールを認定はしていません。そうであるならば、自称被害者たちの供述の信用性が崩れてしまうにもかかわらず、いくら嘘をついても、被害を受けたとの供述自体は信用できるとの判断を下していて、不合理極まりない判決です。

(2) 「被害者が多くいる」理由は数年前から起きた権力争いのためです！

「被害者が多くいる」からと言って、彼らの主張の信用性をそれぞれ補強し合うことにはなりません。本件は、最初からセクハラのことでも問題が起きたのではありません。数年前から起きた権力争いの中で、当時、教団の分裂という異常な事態が生じていたのです。そこで何らかの不满を持つ人たちが敵対する側に就き、合い共謀して、宗教者としてのビュンに最も痛手となるセクハラ被害という虚偽の主張をしたものです。

自称被害者たちの殆どは、誰が見ても明かに何らかの不满や恨みをもって行動していた人たちでした。そのような人たちが他の者たちを巻き込んで、ビュン及び教団を陥れるために、虚偽のセクハラ被害を作り上げたと考えざるを得ません。このような虚偽を策出する素地が十分にあったことは、本件においても十分に認定できる筈です。

(3) 原判決は、ビュンがある時期まで、セクハラを否定しなかったと言って、セクハラ行為はあったらうと言っていること

しかし、これも事実に反します。ビュンは、セクハラ被害の噂が始まって以来一度もセクハラを認めた事はありません。彼女らは具体的な内容も明かさないうまま、用意周到にマスコミなどを利用して噂を流し、繰り返し否定しても繰り返し問い詰めてくるので、「セクハラを行った事は一切ないと言っているのに、なぜまた聞くのか」と言って、沈黙した事はありました。

ところが、その後もセクハラの影響が広まり、信徒の脱会者が続出してきていたので、この事態の收拾のためには、ビュンは自分が教団代表を辞任するしかないと考え、教団の総会で辞任表明をしたのです。そして、もう一度、教団が一致団結をするために、教団に敵対する信徒の方々に声をかけ、ビュンはセクハラを行った事はないが、この收拾の付かない事態に対して、道義的な責任をとって辞任したのです。それが平成20年12月20日の辞任説明会です。この席では録音にもあるとおり、ビュンは決してセクハラ行為を認めたわけではなく、このような事態となったことに対する責任は代表者である自分にあるとして、辞任を表明したものでした。

なお、この席で、自称被害者HEは初めて自分がビュンから姦淫の被害を受けたということをはっきりとしました。これを聞いたビュンは青天の霹靂のごとく非常に驚いたのですが、これには一切沈黙しました。つまり、争いの中にある教会が一致する為の最後の機会なのに、興奮して物を投げたりしている敵対する側と大喧嘩になって、本来の目的を失うよりは、一切反論せず、沈黙し、そのまま退出したのです。

原判決は、ビュンが、翌平成21年1月26日の対面集会においても、弁明をしなかったことを指摘します。しかし、この時も、ビュンは否定しても無駄だと叫ぶ人たちに向かって、「やってないと言っても信じないのに、なぜ聞くのですか」と言ってから、沈黙したのです。

(4) 最後に

当時の本教団付属のセミナー（神学校）は、日本全国の牧師先生たちの願いにより、教団教派が違って、先生たちのお子さんやその教会の献身者たちを受け入れるほど内外に開かれたものでした。また、心の病を抱えていても、またたとえ過去がどうであれ、献身の思いがあれば、どのような人も一人として拒むことなく、みな受け入れていました。このことを最後に付け加えさせていただきます。

上記のとおり、原判決の判断は全くの誤りであり、破棄されるべきものです。

以上